

労働契約法の 無期転換ルール

本格化まで
あと3カ月



1時間でわかるチェックポイント

参加
無料

日時 平成29年12月12日(火) 13:30~ 受付
14:00~16:00 セミナー・グループコンサルティング

会場 エル・ソーラ仙台 大研修室 仙台市青葉区中央1-3-1 AER28階
仙台駅西口すぐ

定員 30名(1社1名まで) **対象** 経営者、労務・人事担当者など、どなたでも参加いただけます。
*先着順となります。 *途中退席の方のお申込みは、ご遠慮申し上げます。

お申込み方法 セミナーのお申込みは、電話・FAX・Eメール・HPにて承ります。下記のお問い合わせ先に、
①お名前、②連絡先(ご住所、電話番号、Eメール)、③所属(会社名、役職名など)をご連絡ください。
※FAXでお申込みの際は、下記のFAX申込書をご利用ください。

セミナー概要

労働契約法が改正され、2013年4月1日以降に開始する有期労働契約が、繰り返し更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換できるルール(無期転換ルール)が施行されました。無期転換申込みの本格化が見込まれる2018年4月まで残り3カ月ですが、対応にあたっては、就業規則の整備など、一定の準備が必要です。今回のセミナーでは、無期転換ルールの運用におけるチェックポイントをわかりやすく解説いたします。

14:00~15:00

セミナー
(60分)

無期転換ルール運用のココをチェック

- ・無期契約社員≠正社員とは? ・無期契約社員と有期契約社員、正社員の違いとは?
- ・無期契約社員向け規程例 ・社内周知手続き

講師 大江 広満 仙台市雇用労働相談センター代表相談員
特定社会保険労務士(社会保険労務士法人めぐみ事務所代表社員)

15:00~16:00

グループコンサルティング(60分)

数名の参加者に1名の弁護士又は社労士が入り、テーマに関する質疑等を通じて理解を深めます。

主催 仙台市雇用労働相談センター **共催** 仙台商工会議所

FAXでのお申込みはこちら **022-267-5632** 仙台市雇用労働相談センターあて

会社名		業種	
ご住所			
参加者様 ご氏名		所属部署・ 役職名	
TEL		E-mail	

※申込書に記載いただいた個人情報につきましては、本セミナー(12月12日開催)の参加者把握、本センター主催の各種イベント情報提供の目的にのみ使用いたします。

仙台市雇用労働
相談センターとは

働き方に関する不安や疑問を専門家(弁護士・社会保険労務士)に無料で相談できる場所です!!
新規開業直後の企業などが、雇用のルールを的確に理解し、労使紛争を未然に防止するために、各種相談サービスを提供します。(雇用労働相談センターは、国家戦略特別区域法に基づいて設置されるものです。)

■ お問い合わせ

仙台市雇用労働相談センター 仙台市青葉区中央1-3-1 AER7階 アシスタ交流サロン内
TEL 070-3811-9119/070-3811-9120 (受付時間 平日 9:00~17:00)

E-mail info@sendai-elcc.jp ホームページ <http://sendai-elcc.jp/> ELCC

営業時間 / 平日9時~17時 土日・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)を除く